株式会社１０００年上野株式会社
株式会社プロトソリューションフィリップモリスジャパン合同会社
株式会社アドミニ
株式会社あすなろ舎
高知信用金庫
株式会社ＮＡＮＳＯＰＡＳＨＡＳＵＳ
株式会社ヴォーチェ
株式会社ナカタケ
褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）
フードテクノエンジニアリング株式会社
アイコニア・ホスピタリティ株式会社
褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年九月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故丸山憧三遺族　中瀬　清子
故大川秦代遺族　大川　昇
褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年九月二十六日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故川手孝子遺族　川手　正樹
故上村トミ子遺族　窟井カツ子
故大隅増美遺族　大隅多津子
褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

追賞賜杯

公同の事務に勤勉したので、令和八年九月二十六日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故鳴海憲治遺族　鳴海　京子
褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、エストニア大統領ウッレ・マルティセ閣下の大統領就任につき、十月十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第二十条第三項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年十月十五日

九州運輸局長　日向　弘基

保障契約証明書番号	船　名	船舶番号又は信号符字	国　籍	交付年月日	失効年月日
ＢＫ－ＫＳ－26－000286 ＷＲ－ＫＳ－26－000423	第二十藤進	134207	日本	令和八年五月二十一日	令和八年九月二十四日

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月15日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,165円」を「１時間1,224円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、福岡労働局の関係事業主を代表する者納富英彰の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年10月15日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　令和８年10月26日

４　推薦書及び添付書類提出先　福岡労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

注１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

法務省告示配第百五十一号

青森県平川市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

令和八年十月十五日　法務大臣　山下　貴司

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字山元百四十六番地

今井　伊佐美

公告

諸事項

会社法第472条第１項の届出に関する公告

株式会社であって、本日現在において、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第139条で定めるところにより、本店の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該株式会社が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該株式会社に関する登記がされないときは、当該株式会社は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年10月15日　法務大臣　山下　貴司

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条第１項の届出に関する公告

一般社団法人であって、本日現在において、当該一般社団法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第57条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該一般社団法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該一般社団法人に関する登記がされないときは、当該一般社団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年10月15日　法務大臣　山下　貴司